

十和田市消費生活センターと消費者行政の推進について

近年、情報化や超高齢社会の進展等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、それに伴い、消費者トラブルも複雑・多様化しております。

市では、こうした、消費者問題に対応するため、「十和田市消費生活センター」を設置し、専門の相談員による消費トラブルに係る相談、助言、あっせん等を行っております。

平成27年4月には上十三地区（十和田ブロック）消費生活相談業務に係る協定を締結し、現在では十和田市のほか、六戸町、七戸町の方々からの相談にも対応しております。

また、センターでは相談受付のほか、消費者トラブルを未然に防ぐため、広報等による情報提供や注意喚起、出前講座等の消費者教育にも取り組んでおります。

今後も、相談体制の維持、強化に努めるとともに、住民の皆様の安心・安全な消費生活の実現を図るため、消費者行政の更なる推進に取り組んでまいります。

令和3年1月6日

十和田市長 小山田 久